

なかしべつ

商工会だより

VOL.
183

商工会は 行きます 聞きます 提案します ~会員満足向上運動~



中標津経済センターでは新型コロナウイルス感染症予防の観点から
エントランスホールについては3密を避ける取り組みをしています！

目次

- 中標津町商工会通常総代会（書面開催）
令和2年度事業計画・収支予算……………2～3P
- 中標津町商工会中小企業優良従業員表彰……………3P
- インフォメーション……………4～8P
- 青年部情報「SEIUN」・女性部コーナー秋桜……………9P
- 新規加入会員紹介 他……………10P

なかしべつ商工会だより

Vol.183 発行日/2020年7月30日
発行/中標津町商工会 中標津町東2条南2丁目1
TEL(0153)72-2720 FAX(0153)72-1986
URL <http://www.nakamap.or.jp/>
MAIL:NAKASHO@arens.or.jp

- ◆中標津経済センター(なかまっぶ)は9時から22時まで利用可能です。※祝祭日は休館日となります。
●中標津経済センター(なかまっぶ)●
申込受付 TEL (0153) 72-5800

令和2年度

中標津町商工会通常総代会終了

令和2年5月19日（書面議決）

令和2年度通常総代会は全国各地で猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症の拡大により国が緊急事態宣言を発令したことを受け、理事会にて協議を行い新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面議決にて開催致しました。総代の皆様方には総代会への出席に代えて、書面による議決権の行使を頂き、総代定数120名のうち、112名の書面出席を頂きました。議案内容については次の通りです。

議案第1号：令和元年度事業報告並びに収支決算報告について
議案第2号：令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について
議案第3号：令和2年度一時借入金限度額(案)について

令和元年度事業報告では、経営改善事業として「全ては会員のために」を活動理念として金融・税務・労働・情報の提供を最重点事業として巡回訪問等を積極的に行って参りました。また、「働き方改革法」「消費税増税」「キャッシュレス事業」「健康増進法」等の実施に伴う説明会や個別相談会の実施、更には「新型コロナウイルス感染症」の影響等による経営金融対策として「新型コロナウイルス感染症関連一日公庫」を実施し申込みを頂いた全ての事業所に対し融資の決定を頂く事ができました。また、小規模企業振興基本法による「経営発達支援計画事業」や小規模事業者持続化補助金の申請を行い15件の採択がなされたこと、地域振興事業では、昨年度については大平原花火大会の内容を一部変更し、レーザーショーとコラボして実施、その他街頭装飾事業の実施、ヨサコイ実行委員会への支援、第14回目となる「まちなか賑

わい秋の陣・清流物語2019の開催について書面にて報告を行いました。

令和2年度事業計画(案)につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により商業者は今までに経験したことのないほどの厳しい状況となっているが、国等が支援策として打ち出した資金繰り支援や中小企業、小規模事業者等に対して支給する給付金等に対して伴走型の支援を行っていくと共に引き続き「全ては会員のために」を活動理念に「行きます」「聞きます」「提案します」をスローガンに掲げて積極的に巡回訪問等を実施すること、地域振興事業については新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況等を見据えた中で事業展開を図っていくことが書面にて提案されました。

いずれも、原案通り議決権を行使頂いた総代すべての方の賛成により可決承認されました。



天候にも恵まれ多くの来場者にお越し頂いたまちなか賑わい秋の陣清流物語2019(令和元年9月8日)



レーザーショーとコラボで実施された大平原花火大会(令和元年8月12日)

令和2年度 重点事業計画

- 一、経営改善普及事業
 - (一) 小規模事業者への経営指導の強化
 - (二) 新規創業・経営革新・経営多角化への支援並びに強化
- 二、地域振興事業
 - (一) 総合振興対策事業の強化
 - (二) 地域活性化事業推進への支援
 - (三) 商工業活性化事業への支援
- 三、組織強化対策事業
 - (一) 会員の加入促進
 - (二) 各部会・各委員会活動推進への支援
 - (三) 青年部・女性部活動推進への支援

令和2年度 各種事業内容

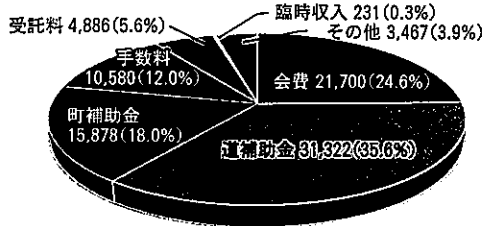
- 一、経営改善普及事業
 - (一) 巡回訪問並びに窓口相談指導
 - (二) 商店街活性化支援・地域活性化事業
 - (三) 金融変動特別対策事業
 - (四) 情報システム化対策事業
 - (五) 経営基盤強化対策事業
 - (六) 経営発達支援事業の推進
 - (七) 各種共済制度等の普及PRと加入促進
 - (八) 青年部・女性部若手後継者育成事業
 - (九) 職員の資質向上対策
- 二、地域振興事業
 - (一) 総合振興対策
 - (二) 商業振興対策
 - (三) 工業振興対策
 - (四) 観光振興対策
 - (五) 労務福利厚生対策
 - (六) 金融対策
 - (七) 経営税務対策
 - (八) 組織強化と関係団体との連携対応
 - (九) 情報・広報活動
 - (十) 青年部・女性部対策

令和2年度 収支予算

総額 88,064千円

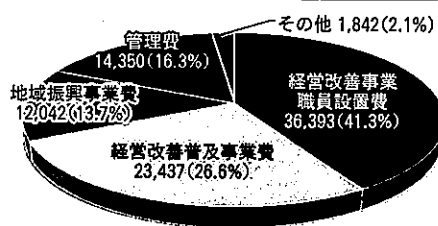
収入の部

単位：千円



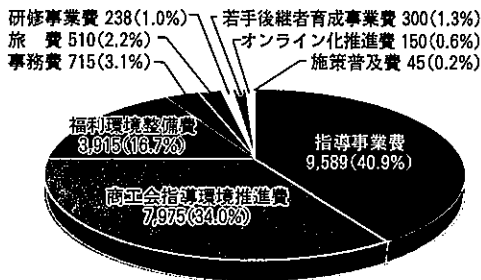
支出の部

単位：千円



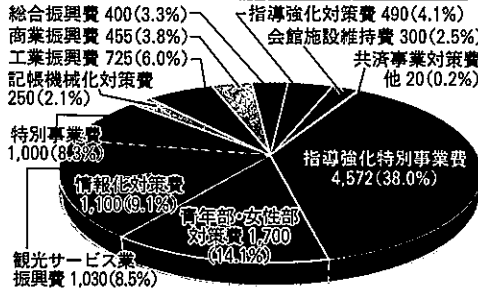
経営改善普及事業費の内訳

単位：千円



地域振興事業費の内訳

単位：千円



【収入の部】

会費	21,700千円
道補助金	31,322千円
町補助金	15,878千円
手数料	10,580千円
受託料	4,886千円
臨時収入	231千円
その他	3,467千円

【支出の部】

経営改善事業職員設置費	36,393千円
経営改善普及事業費	23,437千円
地域振興事業費	12,042千円
管理費	14,350千円
その他	1,842千円

令和
2年度

おめでとうございます!!

中標津町商工会中小企業優良従業員表彰

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から表彰式は行わず、10年から30年以上勤続された総勢32名の方が「中標津町商工会中小企業優良従業員表彰」の表彰を受けられました。併せて、20年以上、30年以上勤続された方々に北海道商工会連合会長、全国商工会連合会長より表彰状が授与されました。この表彰は、従業員の確保と定着促進を図ると共に、技能尊重気運を醸成し、中小企業の振興と雇用の安定、従業員の育成に寄与することを目的として当会労務委員会で推薦者の審議を行い、理事会において表彰者を決定しております。

10年勤続(男性6名、女性4名)

(敬称略・順不同)

佐藤 友紀	(有)広栄
高橋 徹也	小針土建(株)
橋本 雅光	小針土建(株)
佐藤 隆俊	(有)細谷設備
小林 信雄	(有)マル五中尾書店
本間 元樹	(有)マル五中尾書店
長谷川 結美	(株)ハッピーツリー
宮川 美也子	(株)ハッピーツリー
渡邊 香	(株)ハッピーツリー
大下 優	(有)マル五中尾書店

20年勤続(男性10名、女性2名)

(敬称略・順不同)

12名全員が北海道商工会連合会会長表彰を併せて授賞	
小原 稔生	小針土建(株)
十村 清二	(有)サン・エフ建設
及川 勝彦	釧根開発運輸(株)
島田 直敏	釧根開発運輸(株)
須田 匠	釧根開発運輸(株)
三村 圭太	釧根開発運輸(株)
藤田 智広	(株)釧根自動車整備工場
裏地 敏信	(株)ハッピーツリー
島田 誠	(有)細谷設備
白岩 政行	(株)万両屋
間谷 千英子	(株)ハッピーツリー
水口 奈々	(株)ハッピーツリー

30年勤続(男性8名、女性2名)

(敬称略・順不同)

10名全員が北海道商工会連合会会長表彰を併せて授賞	
下澤 昭夫	(株)犬飼工務店
中野 光	開盛コンクリート(株)
阿部 誠	広栄メンテナンス(株)
上田 孝二	(株)寿宴
宮越 季範	釧根開発(株)
井上 和也	釧根開発運輸(株)
白川 透	釧根開発運輸(株)
山中 政義	釧根開発運輸(株)
澤田 香織	広栄メンテナンス(株)
沼山 千歳	(株)ハッピーツリー

「第64回大平原花火大会」及び「第15回まちなか賑わい秋の陣」の中止について

例年開催しておりました「大平原花火大会」、「まちなか賑わい秋の陣」について、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、感染拡大の防止を最優先と考え、大変残念ではございますが、やむなく開催を中止させていただくことと致しました。

毎年、花火大会及びまちなか賑わい秋の陣へご協賛、ご協力いただいた皆様、開催を楽しみにされていた方々には大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解いただけますようお願い致します。



中標津町経済活性化 プレミアム付商品券 販売いたします

プレミアム率40%

販売数

23,500冊

〈全町民分〉※1人1冊限り

商品券の内容

7,000円分を **プレミアム率40%**

1冊5,000円で販売!!

【飲食店専用券 500円×4枚 + 全店共通券 1,000円×5枚】



購入方法

- ①7月下旬に中標津町が全町民に発行する購入引換券(ハガキ)で、「プレミアム付商品券(7千円分)」を5千円で購入することができます。購入引換券1枚で購入できる商品券は1冊までです。購入の際にはお釣りが出ないようにご準備ください。
- ②商品券を購入する際は、「購入引換券」と購入窓口に来られた方の「身分証明書(免許証、健康保険証等)」をお持ちください。
- ③代理人などによる購入の場合は、販売窓口で購入引換券を提出し、被代理人等との関係を申し出てください。複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、電話確認などさせていただきます。

販売期間・場所

◆8月2日(日) 午前10時～午後3時 ※ドライブスルー方式
中標津町役場駐車場〈中標津町丸山2丁目22番地〉

◆8月3日(月)～14日(金) 午前10時～午後3時

中標津町商工会〈中標津町東2条南2丁目1番地 中標津経済センター内〉



3密を避けるため、購入日の分散にご協力をお願い致します。

※全町民分の商品券を用意していますので、売り切れることはありません。空いている時間帯をご利用ください。

世帯主名の五十音が、
「あ～こ」の方は、8月3日(月)、6日(木)、12日(水)
「さ～と」の方は、8月4日(火)、7日(金)、13日(木)
「な～わ」の方は、8月5日(水)、11日(火)、14日(金)

ダブルチャンス!
中標津町応援キャンペーン!!

「ふるさと納税返礼品」を味わおう!
中標津町の特産品が抽選で当たる!!

ふるさと納税専用券を購入いただいた方を対象とし、1冊購入につき、その場で抽選券を1枚発行いたします(当日発行が出たら中標津町が「ふるさと納税返礼品」を取り扱う町の特別区(自治会費事業所)を抽選致します。抽選の取り組は、中標津町商工会が地元消費の喚起と地域経済の活性化を目的として実施しております。

参加方法

ふるさと納税専用券 240本

注意事項

- プレミアム付商品券は、有効期限を過ぎたものは使用できません。
- この券は、おつりは出ません。
- この券は、現金との交換は致しません。
- この券の盗難、紛失または滅失に対しては、責任を負いません。
- 一度購入した商品券の払い戻しには応じられませんので、ご了承ください。
- 飲食店専用券は、商品券取扱事業所のうち「飲食店専用券も使えます」の表示のあるお店でのみ使用できます。

使用期間 8月2日(日)～10月31日(土)まで

◆◆◆ 問い合わせ先 ◆◆◆

〈プレミアム付商品券の発行に関すること〉
中標津町役場経済振興課商工労働係

TEL 0153-73-3111

〈プレミアム付商品券の販売・購入に関すること〉
中標津町商工会

TEL 0153-72-2720

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。
(今年12月までに売上か50%以上減少した月がある事業者が対象 令和3年1月15日まで申請が可能です！)

給付内容

中堅・中小企業・小規模事業者	最大200万円	フリーランスを含む個人事業者	最大100万円
給付額：前年の売上(事業収入) (前年同月比▲50%月の売上×12か月)			

「申請」の前に準備!

1 まず、必要書類を揃えてください。

法 人

- 確定申告書第一表の控え(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚
(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)
*少なくとも確定申告書第一表の控えには収受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

個 人

- 青色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)と
所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚
(2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみも可。ただし白色申告の場合と同様に
2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。)
- 白色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)計1枚
*少なくとも確定申告書第一表の控えには収受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書)
*運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、
特別永住者証明書、外国人登録証明書など。
上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険
証」の組合せで代替することができます。

2020年1月～3月の間に創業した事業者

- 通常の提出書類に加えて、以下の書類が必要になります
- 税理士が確認した毎月の収入を証明する書類
 - 個人事業の開業・廃業等届出書または事業開始等申告書(個人)
履歴事項全部証明書(法人)

個主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

- 通常の提出書類に加えて、以下の書類が必要になります
- 収入が業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
①業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書
②支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票
③支払いがあったことを示す通帳の写し
※①～③のなかからいずれか2点を提出(②の源泉徴収票の場合は、①との組み合わせ必須)
 - 国民健康保険証の写し

詳しくは持続化給付金ホームページでご確認ください。

2 次に、必要書類をデータ化してください。

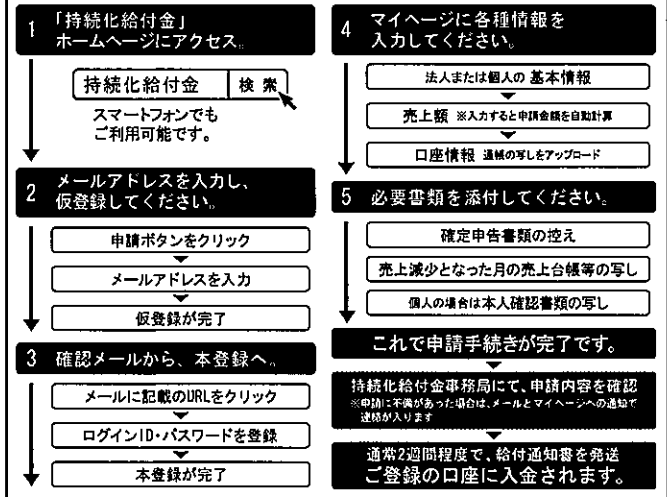
パソコンの場合は

必要書類をスキャンして
パソコンに取り込んでください。
※形式は「PDF」「JPG」「PNG」のいずれかをお願いします。

スマホの場合は

必要書類を撮影して
写真をスマホに保存してください

「申請」の操作はカンタン!



持続化給付金事業 コールセンター IP電話等からのお問い合わせ先
0120-115-570 **03-6831-0613**
 日～金 8:30～17:00 (土・祝除く) ※申請受付開始と同時に多くのお問い合わせをいただいております。ただ今電話が非常に多くなり大変です。ご不便をおかけいたします。

QRコード: [スマートフォン操作編]動画 https://www.youtube.com/watch?v=XM4_ZBM656&feature=emb_logo
 QRコード: [パソコン操作編]動画 https://www.youtube.com/watch?v=Wz2B91H54&feature=emb_logo

持続化給付金 事務局ホームページ <https://www.jizokuka-kzufu.jp/>
 持続化給付金 申請

家賃支援給付金に関するお知らせ

家賃支援給付金とは?

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象 (1・2・3すべてを満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②**5月～12月の売上高**について、
・**1か月**で前年同月比**▲50%以上** または、
・**連続する3か月**の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

※この情報は7月16日現在の情報のため内容等が変更になる場合がございます。

給付額 法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1か月**における**支払賃料(月額)**
に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料 × 2/3
	75万円超	50万円 + [支払賃料の75万円の超過分 × 1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料 × 2/3
	37.5万円超	25万円 + [支払賃料の37.5万円の超過分 × 1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

給付金申請の期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

申請の手続き方法 パソコンやスマートフォンで家賃支援給付金ホームページにアクセスしていただき、WEB上で申請の手続きをお願いします。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

電話番号 0120-653-930 受付時間 8:30～19:00

8月31日まで：全日対応 9月1日以降：平日・日曜日対応 (土曜日・祝日除く)

経営持続化臨時特別支援金

◆支援金の概要

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、「北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請等の対象であって、遅くとも令和2年5月19日(火)から5月31日(日)までの期間、休業等にご協力いただいた事業者に対しては「支援金A」を、休業要請等の対象ではない方で、外出自粛等により売上が大幅に減少した事業者に対しては「支援金B」を支給いたします。

◆支援金の支給額・対象等

要 件			支給額
支援金A 休業要請等あり	道の休業要請等を受け、対象施設の休業にご協力いただいた事業者	左記に加え 「北海道スタイル」安心宣言の取組を実践すること	10万円
支援金B 休業要請等なし	休業要請等の対象外であるが、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、国の持続化給付金を受給する事業者		5万円

※支援金A・Bの両方を受け取ることはできません。

※休業要請等の対象施設一覧は北海道公式ホームページに掲載しています。

◆支援金支給の申請に必要な書類

共通

- ①申請書(支援金A・B共通様式)
- ②誓約書(支援金A・B共通様式)

③通帳の写し

④本人確認書類の写し【個人事業者のみ】

⑤「北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもの
(「北海道スタイル」安心宣言書の写し 等)

支援金A(上記①～⑥に加えて必要となるもの)

(1)道の休業協力・感染リスク低減支援金を既に受給している方【⑦⑧⑨は不要】

⑥道の休業協力・感染リスク低減支援金の支給通知の写し

(2)遅くとも5/19以降、休業の要請に新たにご協力いただける方

⑦営業の実態が確認できるもの

⑧業種・業態が確認できるもの

⑨休業等の状況が確認できるもの

支援金B(上記①～⑥に加えて必要となるもの)

⑩国の持続化給付金の「給付通知書」の写し

⑪業種・業態が確認できるもの

令和2年1月以降3月末までに開業された方【支援金Bの特例】

⑫業種・業態が確認できるもの

⑬法人の場合：登記事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し

個人の場合：個人事業の開業・廃業等届出書の本人控えの写し

⑭売上が減少した月及び比較する月(基準月)の売上高が分かる書類(帳簿等)

●申請期限

・支援金A：令和2年5月29日(金)～令和2年8月31日(月)

・支援金B：令和2年5月29日(金)～令和3年1月31日(日)

経営持続化臨時特別支援金コールセンター

電話番号 011-350-7262

(受付時間) 平日 8時45分から17時30分まで

経営持続化応援補助金

密閉・密集・密接の「3密」の回避による新型コロナウイルス感染症を予防するため、事業者等が実施する施設や設備の改修等に要する経費の一部を補助します。

本年4月1日に遡及して適用しますので、既に改修等を行った事業も対象です。

※現在、対象事業や対象経費、補助額など、補助要件の拡充が計画されています。詳細は中標津町役場にお問合せ下さい。

1. 対象事業

事業に用する施設・設備の改善・改修・新規購入など

2. 補助対象者(以下の条件のいずれにも該当するもの)

①中小企業者(個人事業主を含む)、中小企業者等、大企業者のいずれかであること

②町内に独立した事業者(町内本社)を有し、同一事業を引き続き3か月以上営んでいること

③本町の町税等に滞納がないこと

3. 補助対象経費

事業の用に供する店舗や事業所等の施設、または設備の改善、改修、更新などに要する経費で総額20万円以上支出するもの

※内容により制限がある費目もありますので、詳細は中標津町役場へご確認下さい。

4. 補助額 10万円(定額)

5. 申請期限 予算がなくなり次第終了

6. お問合せ

中標津町経済振興課商工労働係 電話0153-73-3111

中標津町新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域のグループや団体が感染症に強いまちづくりのために、新たに取り組む自主的な活動に要する経費の一部を補助します。

1. 対象事業

①感染症に強い地域づくりの推進に関する事業

事業例：新しい生活様式に向けたソーシャルイベントの開催、無償で配布するマスクづくり、街をきれいにするボランティア消毒活動など

②感染症に強い地域経済の構築に関する事業

事業例：スタンプラリーや消費拡大キャンペーン、特産品ネットショッピングサイトの開設、新産業創出に向けたクラウドファンディングなど

2. 補助対象者

中標津町民で、かつ、5人以上で組織するグループや団体

3. 補助対象経費

新型コロナウイルス対策に資する事業の経費

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料および賃借料、材料費、物品購入費、その他経費

4. 補助額

補助対象経費の4分の3以内(上限30万円)

5. 申請期限 予算がなくなり次第終了

6. お問合せ

中標津町経済振興課地域振興係 電話0153-73-3111

「雇用調整助成金」緊急対応期間（令和2年9月30日まで）

- 雇用調整助成金とは：**雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。
- 支給対象となる事業主：**新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。
 - 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している（※特例措置があります）。
 - 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。
- 助成対象となる労働者：**事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。（雇用調整助成金と同様に申請できません）

- 助成額と助成率：**（平均賃金額（※）×休業手当等の支払率）×下表の助成率（1人1日あたり15,000円が上限）
※平均賃金額の算定について、小規模の事業所（概ね20人以下）は簡略化する特例措置を実施しています。

区 分	大企業	中小企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	3/4

- 申請期限：**支給対象期間の末日の翌日から2か月以内です。
例）7/1～7/31休業の申請期限9/30まで
※支給対象期間の初日が1/24～5/31の休業の申請期限は、特例により8/31までです。
- 手続方法：**
 - 申請方法：郵送又は持参（オンライン申請は休止中）
 - 厚生労働省HPまたはコールセンターにお問い合わせをお願いします。
- お問い合わせ先：**

コールセンター 電話 0120-60-3999
根室公共職業安定所 電話 0153-23-2161

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」

- 概要：**新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。
- 支援金額の算定方法：**休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数（30日又は31日）-就労した又は労働者の事情で休んだ日数） ※1日当たり支給額11,000円が上限
- 手続方法：**
 - 申請方法：郵送（オンライン申請も準備中）労働者本人から

- の申請のほか、事業主を通じてまとめて申請することも可能
②必要書類：厚生労働省HPまたはコールセンターにお問い合わせをお願いします。
- 申請期限：**支給対象期間の末日の翌日から3か月以内です。
例）7/1～7/31休業の申請期限10/31まで
※支給対象期間の初日が4月～6月の休業の申請期限は、9月30日までです。
 - お問い合わせ先：**
コールセンター 電話 0120-221-276

小規模事業者持続化補助金

一般型

小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助（補助上限額は50万円）します。
さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助金（上限50万円）を上乗せいたします。これに加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う事業者については、さらに上限を50万円上乗せします。

補助対象となり得る販路開拓等（生産性向上）の取組事例

- 販路開拓のための設備投資
- 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）等

募集期間

- 第3回受付締切 令和2年10月2日（金）郵送：締切日当日消印有効
第4回受付締切 令和3年2月5日（金）郵送：締切日当日消印有効

コロナ特別対応型

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（A類型：サプライチェーンの毀損への対応、B類型：非対面型ビジネスモデルへの転換、C類型：テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が地域の商

工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3（A類型）または3/4（B・C類型）を補助（補助上限100万円）します。
さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助金（上限50万円）を上乗せいたします。これに加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う事業者については、さらに上限を50万円上乗せします。

- A類型：サプライチェーンの毀損への対応とは
顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。
B類型：非対面型ビジネスモデルへの転換とは
非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと。
C類型：テレワーク環境の整備とは
従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること。

募集期間

- 第4回受付締切 令和2年10月2日（金）郵送：締切日当日消印有効

補助金の採択については審査がございます。詳細については中標津町商工会（72-2720）までお問い合わせ下さい。

「雇用調整助成金・働き方改革関連法等」に関する個別相談会の開催について

- 開催日時** 令和2年8月7日（金）・18日（火）10時00分～12時00分及び13時00分～16時00分（60分程度）
- 開催場所** 中標津経済センター 2階
- 実施形態** 共催 中標津町商工会・北海道働き方改革推進支援センター
- 相談内容** 雇用調整助成金等の労働関係の助成金、就業規則や残業、賃金規程等の労働に関する事、その他、労働に関する事
- 対応者** 北海道働き方改革推進支援センター 専門コンサルタント
弁護士、特定社会保険労務士 澤井 利之 氏
- 留意事項** 必ず予約が必要です。（中標津町商工会 72-2720）お申込受付は先着順とし、定員になり次第、締め切らせていただきます。

国民健康保険税の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合等、次の要件を満たす方は保険税が減免される場合があります。

【対象となる要件】 (①または②に該当する方)

①	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
②	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入・給与収入・不動産収入及び山林収入）の減少が見込まれ、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯
	(1) 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（※保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入の減少額から控除します。）
	(2) 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
	(3) 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

対象期間：令和2年2月～令和3年3月

詳しくは電話でご確認下さい。中標津町役場 住民保険課 国保・高齢者医療係 0153-73-3111【内線239】

国民年金保険料免除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上の減少などで所得が相当程度まで下がった場合は、国民年金保険料の免除申請が可能です。

【対象となる要件】 (①および②に該当する方)

①	令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方
②	令和2年12月までの1年間の所得見込額が国民年金保険料の免除等基準に該当することが予想される方

対象期間：令和2年2月分～令和3年6月分

詳しくは電話でご確認下さい。中標津町役場 住民保険課 保険年金係 0153-73-3111【内線240】

高齢者医療保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合等、次の要件を満たす方は高齢者医療保険料が減免される場合があります。

【対象となる要件】 (①または②に該当する方)

①	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
②	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)のすべてに該当する方
	(1) 世帯の主たる生計維持者が事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
	(2) 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
	(3) 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

申請期限：令和3年3月31日

詳しくは電話でご確認下さい。中標津町役場 住民保険課 国保・高齢者医療係0153-73-3111【内線239】

介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等、一定の要件を満たす方は、介護保険料が減免される場合があります。

【対象となる要件】 (①または②に該当する方)

①	新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
②	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方
	(1) 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの収入が、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること（※保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入の減少額から控除となります。）
	(2) 減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

申請期限：令和3年3月31日

詳しくは電話でご確認下さい。中標津町役場 介護保険課 介護保険係 0153-73-3111【内線252】

緊急小口資金【特例貸付】

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等の理由で収入が減った世帯に対して、一時的な資金の貸付をすることによって、生活の立て直しを支援しています。

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯(生活保護受給世帯は対象となりません)
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 一世帯につき1回限り20万円以内 ※以下の①～⑥のいずれかに該当する方 ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患等がある場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子 ・ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子 ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合 ⑥ 上記の他、特に資金需要が認められる場合 ● 一世帯につき1回限り10万円以内 ※上記①～⑥に該当しない方

据置期間 1年以内

償還期間 2年以内

貸付利子 無利子

保証人等 不要

貸付期限 令和2年9月30日

詳しくは電話でご確認下さい。中標津町社会福祉協議会 地域福祉課 相談支援係 0153-79-1231

令和2年度 青年部通常総会終了

去る、四月十五日、ウエディングプラザ寿宴にて令和2年度通常総会が新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る為、書面による議決権行使により開催され、令和元年度事業報告並びに、令和2年度事業計画(案)、任期満了に伴う役員の変更について可決承認されました。

令和2年度 役員

部長	細谷 俊輔	副部長	小野 利康	副部長	箱石 雅也	副部長	長谷川 志乃	監事	上野 利洋	監事	加藤 誠	総務広報委員会	委員長	河内谷 圭史	副委員長	伊勢 真太	副委員長	川村 健太	地域貢献福祉委員会	委員長	松平 将崇	副委員長	山本 憲吾	副委員長	中村 啓太	学術向上委員会	委員長	杉岡 誠	副委員長	小柳 佑樹	副委員長	土岐 宏
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	----	-------	----	------	---------	-----	--------	------	-------	------	-------	-----------	-----	-------	------	-------	------	-------	---------	-----	------	------	-------	------	------

第33回 じゃがいも伯爵まつり & ふれあい広場について

例年九月に開催しておりました当イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、感染拡大の防止を最優先と考へ、大変残念ではございますが、開催を中止させて頂く事といたしました。開催を楽しみにされていた方々には大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解いただけますようお願い致します。



青年部員56名の同意により可決承認されました。

商工会青年部は「繋がり・紡ぎ・継ぐ」を令和2年度の基本方針として、かけがえのない仲間達・地域との繋がりを紡ぎながら、先人から我々へと継いでいただいた商工会青年部の取組、自己研鑽、社会福祉の精神を次世代、更なる未来へ継いでいけるよう活動をして参ります。

今年度は新型コロナウイルスの影響により、かつてないほどの経済への影響が出ていますが、我々一人一人の冷静な判断力、決断力、実行力が問われます。そのような中、我々商工会青年部は経営者、経営に携わる者として今まで培ってきた知識・経験・人脈を最大限に活用し仲間達と共に乗り切ることで事業所の発展、さらには中標津町の地域振興の活性化、発展を目指し活動して参ります。

今後とも地域の皆様、関係諸団体の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中標津町商工会青年部の最新情報、活動内容はこちら!
ホームページ <http://n-impulse.com/>

青年部員募集中! 7月30日現在 部員数 62名
全道一の部員数!!
異業種交流で仲間を作ろう、語り合おう!
詳しくは商工会(担当:岡田まで) TEL: 72-2720

秋桜女性部

令和2年度 通常総会

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、書面総会での開催と致しました。

議案につきましては、令和元年度事業報告並びに収支決算報告について、令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について、いずれも原案通り可決承認されました。

商工会女性部は、組織強化を図り、各委員会活動を中心として、地域振興事業や社会福祉の増進を目的とした奉仕活動、経営知識教養の習得に努める研修事業等を進めて参ります。

主な事業計画

- * 文化委員会: 先進地視察研修の実施。
- * 親睦委員会: 親睦会の実施。
- * 福祉委員会: 新入学児童へ「交通安全 全愛の鈴」寄贈。
- * 広報委員会: 広報誌「秋桜」の発行。
- * 事業委員会: 中央通街路樹花壇整備の実施。各種イベントへの参加協力。

中央通り街路樹植

花植え事業



毎年、青年部員と商工会職員の皆様のご協力を頂いて行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業委員会の対応で六月九日(火)に実施致しました。中央通りと大通りの交差点から東七条の交差点までの街路樹植五箇所、北海道中標津支援学校より購入したマリイゴールド・サルビア・ペゴニア一六五〇株を植える事が出来ました。



中心市街地の環境美化活動としてこれからも取り組んで行きたいと思っております。

女性部員募集中!

楽しい行事も色々あります。仲間をたくさん作りませんか?
詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。
電話: 72-2720

新規加入会員紹介

令和2年7月10日現在

商業部会

標津アポロ石油(株)中標津東SS 後藤 愛子 東39南1
 (株)アグリカルチャーファーム篠永 篠永 栄 武佐南8

工業部会

MMサービス 道又 隆道 西7北9

建設業部会

青田工業 青田 浩範 西5南11
 佐々木工業 佐々木 力 西7北10
 (株)イソヤ電気 磯谷 優市 東3南4

サービス業部会

レストランパイプのけむり 青木 利明 緑町北3
 居酒屋楓 藤本 英樹 東1北1
 楽笑 久保 忍 西1北1
 UB COFFEE 天神 惇希 西8南11
 ALIVE 村山 富夫 西1北1
 サパーナイトのぶ 天口 信子 大通北2
 snackツバキ 西山 里架 大通北1
 スナック舞酔路 佐々木かずえ 東1北2
 スナックリパティアー 小林めぐ美 大通北1
 スナックYōu呼 村井 優子 西2北2
 Lá Bonita 椎久貴恵子 大通北1
 るじゅん 安藤るり子 大通北2
 salon de ocean 成田 敦子 西5北5
 北海道環境物流サービス(株) 橋本 直樹 西8北5
 ウルシハラサービス 漆原 儀光 緑町南2
 介護タクシーさちお企画 中野 幸男 西9北9
 (株)東央興産 平間 直樹 西7南1
 (株)リガール 中村 暢幸 西11南8

定 款

(一社)ワークセンターらーふ 佐藤 繁雄 川西8
 (学)岩谷学園 佐藤 嘉記 西竹

会員加入状況

令和2年7月10日現在 (前回令和元年12月18日)

商業部会	156名 (159名)-3
工業部会	106名 (107名)-1
建設業部会	166名 (163名)+3
サービス業部会	275名 (257名)+18
定款会員等	23名 (21名)+2
合 計	726名 (707名)+19
組 織 率	61.5% (60.6%)+0.9%

組織率は『会員数÷商工業者数』によって算出しております。
 ※商工業者数は1,183名(令和2年4月22日現在)にて算出しております。

「商工会は、あなたの経営パートナー！」

金融・税務・労務・経理・経営一般・新規開業のことなど、お気軽にご相談下さい。

◎未加入の方、ご連絡お待ちしております。

中標津町商工会 電話：72-2720

中標津町商工会では、夏季軽装を実施致します。

実施期間 6月1日(月)～9月30日(水)

温室効果ガスの削減対策及びオフィスの省エネ・節電のため、職員は軽装で執務を行っております。ご来訪の方にも、軽装のまま対応させていただきますのでご了承願います。

掛金に
 国の助成が
 受けられる!



- 国の制度だから安心 ● 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単 ● パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 <http://chutaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

中標津町商工会の事務局体制について

次の通り採用がありましたのでお知らせ致します。

◆令和元年8月1日付 採用

記帳指導員 久野 恵理子

令和元年8月1日から記帳指導員として1階経済センターの受付業務をさせて頂いております。

まだまだわからない事ばかりですが頑張ります。どうぞ宜しくお願い致します。



◆令和2年3月1日付 採用

記帳指導員 小玉 美記枝

3月1日付より記帳指導員として勤務させて頂いております。

何分、不慣れではございますが1日も早くお力になれる様頑張りますので宜しくお願い致します。

